

## 文京区コミュニティバス B一ぐる沿線協議会設置要綱

- 22 文区区第 411 号 平成 22 年 8 月 2 日 区長決定  
改正 24 文区区第 525 号 平成 24 年 8 月 30 日 区長決定  
改正 25 文区区第 10632 号 平成 26 年 3 月 24 日 部長決定  
改正 28 文区区第 1184 号 平成 28 年 8 月 31 日 部長決定  
改正 2020 文区区第 883 号 令和 2 年 9 月 16 日 部長決定

(設置)

第 1 条 文京区コミュニティバス B一ぐる (以下「B一ぐる」という。) の利便性の向上、安定的運営等に関する事項について協議を行うため、B一ぐる沿線協議会 (以下「沿線協議会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 沿線協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) B一ぐるのサービス内容に関すること。
- (2) B一ぐるの運営に関すること。

(構成)

第 3 条 沿線協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 17 人以内をもって構成する。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 地区町会連合会の推薦による者      | 1 人   |
| (2) 文京区商店街連合会の推薦による者    | 1 人   |
| (3) 文京区観光協会の推薦による者      | 1 人   |
| (4) 文京区高齢者クラブ連合会の推薦による者 | 1 人   |
| (5) 文京区内の障害者団体の推薦による者   | 1 人   |
| (6) B一ぐるを支援する協賛企業を代表する者 | 2 人以内 |
| (7) B一ぐるに関し調査研究等の実績がある者 | 3 人以内 |
| (8) B一ぐるを利用している公募委員     | 4 人以内 |
| (9) バス運行事業者             | 1 人   |
| (10) 学識経験者              | 1 人   |
| (11) 区職員                | 1 人   |

2 前項第 6 号に規定する委員は、B一ぐるの該当路線に関し協賛の実績がある企業から区長が指名する。

3 第 1 項第 7 号に規定する委員は、B一ぐるの該当路線に関し調査研究、イベント等の実績がある者を区長が指名する。

4 第 1 項第 8 号に規定する公募委員は、別に定めるところにより募集する。

5 第 1 項第 11 号に規定する委員は、区民部区民課長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から2年間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 沿線協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、会務を総理し、沿線協議会を代表する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 沿線協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者に沿線協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 沿線協議会は、特定の事項を協議し、又は調整するため、分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 沿線協議会の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、沿線協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。